



熊本県公報

号外 第 2 号

平成 21 年 3 月 6 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

条 例		
○熊本県五木村振興基金条例	……………	(川辺川ダム総合対策課) 2
○熊本県安心こども基金条例	……………	(少子化対策課) 2
○熊本県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例	……………	(障害者支援総室) 3
○熊本県妊婦健康診査支援基金条例	……………	(健康づくり推進課) 3
○熊本県消費者行政活性化基金条例	……………	(食の安全・消費生活課) 3
○熊本県ふるさと雇用再生特別基金条例	……………	(労働雇用総室) 4
○熊本県緊急雇用創出基金条例	……………	(") 4
○くまもと地産地消推進県民条例	……………	(農林水産政策課) 5

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県五木村振興基金条例

- 1 熊本県五木村振興基金の設置及び運用に関し、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県安心こども基金条例

- 1 熊本県安心こども基金の設置及び運用に関し、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 この条例は、平成 23 年 12 月 31 日限り、その効力を失うこととした。(附則第 2 項関係)

◇熊本県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

- 1 基金の設置目的に「福祉及び介護分野の人材確保」を追加することとした。(第 1 条関係)
- 2 この条例の失効の期限を「平成 21 年 3 月 31 日」から「平成 24 年 12 月 31 日」とすることとした。(附則第 2 項関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県妊婦健康診査支援基金条例

- 1 熊本県妊婦健康診査支援基金の設置及び運用に関し、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 この条例は、平成 23 年 12 月 31 日限り、その効力を失うこととした。(附則第 2 項関係)

◇熊本県消費者行政活性化基金条例

- 1 熊本県消費者行政活性化基金の設置及び運用に関し、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 この条例は、平成 24 年 12 月 31 日限り、その効力を失うこととした。(附則第 2 項関係)

◇熊本県ふるさと雇用再生特別基金条例

- 1 熊本県ふるさと雇用再生特別基金の設置及び運用に関し、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 この条例は、平成 24 年 12 月 31 日限り、その効力を失うこととした。(附則第 2 項関係)

◇熊本県緊急雇用創出基金条例

- 1 熊本県緊急雇用創出基金の設置及び運用に関し、必要な事項を定めることとした。

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 この条例は、平成 24 年 12 月 31 日限り、その効力を失うこととした。（附則第 2 項関係）

◇くまもと地産地消推進県民条例

- 1 この条例の目的を規定することとした。（第 1 条関係）
- 2 この条例の用語の定義を規定することとした。（第 2 条関係）
- 3 地産地消の推進に関する基本理念について規定することとした。（第 3 条関係）
- 4 県の責務について規定することとした。（第 4 条関係）
- 5 市町村の役割について規定することとした。（第 5 条関係）
- 6 生産者の役割について規定することとした。（第 6 条関係）
- 7 事業者の役割について規定することとした。（第 7 条関係）
- 8 県民の役割について規定することとした。（第 8 条関係）
- 9 食育との連携について規定することとした。（第 9 条関係）
- 10 地産地消の推進に必要な施策の計画的な推進について規定することとした。（第 10 条関係）
- 11 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県五木村振興基金条例をここに公布する。
平成 21 年 3 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 1 号

熊本県五木村振興基金条例
(設置)

第 1 条 川辺川ダム建設計画により大きな影響を受けてきた五木村の振興に資するため、熊本県五木村振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第 6 条 知事は、第 1 条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県安心こども基金条例をここに公布する。
平成 21 年 3 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 2 号

熊本県安心こども基金条例
(設置)

第 1 条 子どもを安心して育てることができる環境の整備を推進するため、熊本県安心こども基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保

- 管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
- (運用益金の処理)
- 第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。
- (繰替運用)
- 第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
- (基金の処分)
- 第 6 条 知事は、第 1 条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。
- (委任)
- 第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。
- 附 則
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成 23 年 1 2 月 3 1 日限り、その効力を失う。

熊本県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 21 年 3 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 3 号

- 熊本県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例
熊本県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成 19 年熊本県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。
- 第 1 条中「運用」の次に「並びに福祉及び介護分野の人材確保」を加える。
- 附則第 2 項中「平成 21 年 3 月 3 1 日」を「平成 24 年 1 2 月 3 1 日」に改める。
- 附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県妊婦健康診査支援基金条例をここに公布する。
平成 21 年 3 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 4 号

- 熊本県妊婦健康診査支援基金条例
(設置)
- 第 1 条 市町村が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を図るため、熊本県妊婦健康診査支援基金（以下「基金」という。）を設置する。
- (積立て)
- 第 2 条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。
- (管理)
- 第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
- (運用益金の処理)
- 第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。
- (繰替運用)
- 第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
- (基金の処分)
- 第 6 条 知事は、第 1 条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。
- (委任)
- 第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。
- 附 則
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成 23 年 1 2 月 3 1 日限り、その効力を失う。

熊本県消費者行政活性化基金条例をここに公布する。
平成 21 年 3 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 5 号

- 熊本県消費者行政活性化基金条例

- (設置)
- 第 1 条 消費生活に関する相談が複雑化し、かつ、高度化する中で、県又は市町村における消費生活相談窓口の機能強化等消費者行政の活性化を図るため、熊本県消費者行政活性化基金（以下「基金」という。）を設置する。
- (積立て)
- 第 2 条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。
- (管理)
- 第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
- (運用益金の処理)
- 第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。
- (繰替運用)
- 第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
- (基金の処分)
- 第 6 条 知事は、第 1 条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。
- (委任)
- 第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。
- 附 則
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成 24 年 12 月 31 日限り、その効力を失う。

熊本県ふるさと雇用再生特別基金条例をここに公布する。
平成 21 年 3 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 6 号

熊本県ふるさと雇用再生特別基金条例

- (設置)
- 第 1 条 地域の安定的な雇用機会の創出を図るため、熊本県ふるさと雇用再生特別基金（以下「基金」という。）を設置する。
- (積立て)
- 第 2 条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。
- (管理)
- 第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
- (運用益金の処理)
- 第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。
- (繰替運用)
- 第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
- (基金の処分)
- 第 6 条 知事は、第 1 条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。
- (委任)
- 第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。
- 附 則
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成 24 年 12 月 31 日限り、その効力を失う。

熊本県緊急雇用創出基金条例をここに公布する。
平成 21 年 3 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 7 号

熊本県緊急雇用創出基金条例

- (設置)
- 第 1 条 一時的な就業機会の確保並びに求職者に対する生活及び就労に関する相談体制の強化を図るため、熊本県緊急雇用創出基金（以下「基金」という。）を設置する。
- (積立て)

- 第 2 条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。
（管理）
- 第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
（運用益金の処理）
- 第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。
（繰替運用）
- 第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
（基金の処分）
- 第 6 条 知事は、第 1 条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。
（委任）
- 第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。
附 則
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成 24 年 1 2 月 3 1 日限り、その効力を失う。

くまもと地産地消推進県民条例をここに公布する。
平成 21 年 3 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 8 号

くまもと地産地消推進県民条例
我が国の農林水産業は、古くから食料その他の農林水産物の供給に加え、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、生活文化の継承等多面にわたる機能を発揮し、国民の暮らしを支えるとともに地域の活力を生み出してきた。しかし、近年、安価な輸入品の増加により、国内の農林水産物の需要は低迷が続き、後継者不足に悩む農林水産業に大きな打撃を与えてきた。一方、最近になって輸入品の安全性が危惧される事態が次々に発生したことから、安全で安心な国内の農林水産業への期待が急速に高まっている。
豊かな自然を背景として育まれた本県の良質かつ安全で安心な農林水産物は、地域の経済と県民の暮らしを潤し、本県を全国有数の食料供給基地に押し上げた、まさに誇るべき「宝」であり、その振興及び発展は県民共通の願いである。
本県は、これまで農林水産業が果たしてきた多面にわたる機能を再認識するとともに、県内農林水産物等がより身近な地域で流通し、消費されることで、県内農林水産物等に対する理解を深めるとともに、経済の循環や地域の活性化を促進し、県民の郷土愛を育むような取組を「くまもと地産地消」と位置付け、その推進を図ることを決意した。
今後、農林漁業と商工業の連携、観光振興との連携、さらには、食文化等の生活文化の継承等に県、市町村、生産者、事業者及び県民が一体となって取り組み、「くまもと地産地消」を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

- （目的）
- 第 1 条 この条例は、地産地消の推進に関する基本理念を定めるとともに、県の責務並びに市町村、生産者、事業者及び県民の役割を明らかにすることにより、本県における農林水産業の持続的な発展及び豊かな県民生活の実現を図っていくことを目的とする。
（定義）
- 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（1）地産地消 県内農林水産物等を、より身近な地域で優先して消費することをいう。
（2）県内農林水産物等 県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したもの
をいう。
（3）生産者 県内で、農林水産物を生産する者及びその組織する団体をいう。
（4）事業者 次のいずれかに該当する事業者及びそれらの事業者の組織する団体をいう。
ア 県内で、農林水産物の流通又は飲食としての提供を行う事業者
イ 県内で、農林水産物を利用した製品の製造、流通又は飲食としての提供を行う事業者
（基本理念）
- 第 3 条 地産地消の推進は、県、市町村、生産者、事業者及び県民がそれぞれの責務又は役割を果たすとともに、相互に連携することにより行うものとする。
- 2 地産地消の推進は、県内農林水産物等に対する県民の理解を深めるよう行うものとする。
- 3 地産地消の推進は、地域の伝統的な生活文化の継承に資するとともに、地域の活性化につながるよう行うものとする。
- 4 地産地消の推進は、市町村、生産者、事業者及び県民の自発的な取組を尊重しながら

行うものとする。

(県の責務)

第4条 県は、基本理念にのっとり、市町村、生産者、事業者及び県民と連携し、かつ、協力して、地産地消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 県は、その設置する公の施設又はその主催する行事等において、農林水産物又はこれらを加工したものの提供を行うときは、県内農林水産物等を優先的に提供するよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、県、地域内の生産者、事業者及び地域住民と連携し、かつ、協力して、地域の活性化につながるよう、地産地消の推進を行うよう努めるものとする。

(生産者の役割)

第6条 生産者は、基本理念にのっとり、より安全で安心な農林水産物の生産に係る自らの責任を自覚するとともに、消費者の意向を反映した質の高い農林水産物の生産に努めるものとする。

2 生産者は、農林水産物の品質等に関する情報を積極的に提供するとともに、県、市町村、事業者及び県民が行う地産地消を推進するための取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、県内農林水産物等を優先的に取り扱い、又は使用するよう努めるものとする。

2 事業者は、地産地消の推進のため、県又は市町村が実施する取組に協力するとともに、生産者及び県民と連携した自主的な取組を行うよう努めるものとする。

(県民の役割)

第8条 県民は、農林水産業が果たしてきた多面にわたる機能と県内農林水産物等に対する理解を深めるとともに、県内農林水産物等を優先して消費するよう努めるものとする。

2 県民は、より安全で安心な農林水産物を生産する生産者の取組を尊重するとともに、県、市町村、生産者及び事業者と連携し、かつ、協力して、積極的に地産地消に取り組むよう努めるものとする。

(食育との連携)

第9条 県は、地産地消の推進に当たっては、市町村、生産者、事業者及び県民と連携し、かつ、協力して、食育推進運動との連携を図り、効果的に行うものとする。

(計画的な推進)

第10条 県は、農林水産業、健康づくり、食育、商工観光及び住宅に関する計画に地産地消の推進に必要な施策を定めるとともに、地産地消の推進を目的とした体制を整備し、計画的かつ効果的な施策の推進を図るものとする。

2 知事は、前項の取組を推進するため、毎年、地産地消の推進に関する施策を取りまとめ、議会に報告するとともに、公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。